

P T A家庭教育学級講師派遣実施要領

1 目 的

保護者等が子どもの理解や家庭教育について主体的に学習することを通じ、家庭の教育力向上を図ることを目的に、次の条件により講師派遣を行います。

2 講師派遣対象団体

講師の派遣対象団体は家庭教育についての学習計画をもつ各校P T Aとします。

また、川崎市P T A連絡協議会、各区P T A協議会についても実施できることとします。

3 講師派遣条件

- (1) 子どもの理解や保護者の役割、家庭教育に関する内容を学べるような学級計画であること。
ただし、実習中心の内容は講師派遣の対象となりません。
- (2) 学習のテーマや内容を公開し、地域の方や関心のある方の参加を募るなど、参加希望者の受け入れに配慮してください。

4 講師派遣の申請

- (1) 家庭教育についての学習計画をもつ各校P T A及び各区P T A協議会は、家庭教育学級の開設担当者について連絡先確認書（様式1号）を、教育文化会館、各市民館（以下「市民館等」といいます。）に提出してください。
 - ア 川崎区内P T Aは教育文化会館
 - イ 幸区内P T Aは幸市民館
 - ウ 中原区内P T Aは中原市民館
 - *ただし下河原小P T Aは幸市民館
 - エ 高津区内P T Aは高津市民館
 - *ただし梶ヶ谷小・西梶ヶ谷小・南原小・上作延小P T Aは宮前市民館
 - オ 宮前区内P T Aは宮前市民館
 - カ 多摩区内P T Aは多摩市民館
 - キ 麻生区内P T Aは麻生市民館
- (2) 本要領4（1）の規定にかかわらず、連絡先確認書（様式1号）による申し出は、川崎市簡易版電子申請サービス（市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービスをいいます。以下同じ。）により行うことができます。この場合において、本要領4（1）の規定により申出書に記載すべき事項は、市民館等がそれぞれ指定する所定の入力フォームへの入力の方法によるものとします。
- (3) 連絡先確認書（様式1号）を提出後、学級計画書・請求確認書（様式2号・3号）を作成し、市民館等に提出してください。

(4) 本要領4(3)の規定にかかわらず、学級計画書(様式2号)による申し出は、川崎市簡易版電子申請サービスにより行うことができます。この場合において、本要領4(3)の規定により申出書に記載すべき事項は、市民館等がそれぞれ指定する所定の入力フォームへの入力の方法によるものとします。

(5) 川崎市PTA連絡協議会は様式1号～3号を教育委員会事務局生涯学習推進課へ提出してください。

(6) 各様式の提出期日については、年度ごとに別にお知らせします。

5 講師派遣対象期間

各校PTA及び各区PTA連絡協議会が市民館等で学級計画書・請求確認書(様式2号・3号)について確認を受けた日から当該年度の3月末日までとします。川崎市PTA連絡協議会についても同様とします。

6 講師派遣の決定

(1) 本要領4に基づき提出された学級計画書について、内容確認・集約の上、講師派遣を決定します。申込状況により派遣数を調整することがあります。

(2) 川崎市職員(学校の教諭や職員を含みます)については、講師派遣の謝金支払の対象とはなりません。

(3) 講師単価については、「家庭教育学級の講師等謝礼標準単価表」に準じた額となるようにしてください。

7 学級の報告

(1) 学級の全プログラムが終了しましたら、学級報告書(様式4号)を学級計画書(様式2号)の提出先に提出してください。講師派遣を受けたもの以外のプログラムについても、学級報告書に記載してください。また、市民館等が開催する報告会に参加し、情報交換等の成果を次年度の学級づくりに活かしてください。

(2) 本要領7(1)の規定にかかわらず、学級報告書(様式4号)による申し出は、川崎市簡易版電子申請サービスにより行うことができます。この場合において、本要領7(1)の規定により申出書に記載すべき事項は、市民館等がそれぞれ指定する所定の入力フォームへの入力の方法によるものとします。

(3) 川崎市PTA連絡協議会は様式4号を教育委員会事務局生涯学習推進課へ提出してください。

(4) 市民館等は、学級の報告会の内容や課題を整理し、教育委員会、市PTA連絡協議会、区PTA協議会、学校、市家庭教育推進連絡会へ提示します。

8 市PTA連絡協議会、区PTA協議会、学校及び市民館等の協働

市民館等とともに、市PTA連絡協議会、区PTA協議会、学校は各校PTA等が円滑に学級を開設・運営できるよう協働し、次のような支援を行います。

(1) 市PTA連絡協議会、区PTA協議会は、本事業の主旨及びその重要性を十分に理解し、PTAが主体的に取り組む必要があることを普及します。

- (2) 区PTA協議会は、学級を開設するPTAが他校のPTAと合同で学級を開設しようとする場合、円滑な連携がとれるよう、各校PTA相互の連絡・調整等の支援を行います。また、区内の学級の開設状況や内容等について把握し、各校PTAへ情報提供します。
- (3) 学校は、本事業の重要性を十分に理解し、会場の確保、学習内容等についての相談に親身に応じ、学級開設・運営に協力します。
- (4) 市民館等は、PTAが不安なく円滑に学級を開設・運営できるよう、丁寧かつ適切な説明等を行い、学習計画の立て方や学級の進め方、講師選定などの相談に応じます。

附 則

この要領は平成31年4月1日から、施行します。

附 則

この要領は令和3年4月1日から、施行します。

附 則

この要領は令和6年4月1日から、施行します。

(様式2号)

PTA家庭教育学級計画書・講師派遣依頼書

年 月 日

(あて先) 川崎市教育委員会

PTA名 _____

学習主題
(テーマ)

「

」

	実施日時 会場	タイトル	学習内容(具体的に) 学習方法	講師・謝礼
1	/ () : 会場:		学習方法:	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を申請する場合は□にレ点 ※2 請求確認書(様式3号)を添付すること 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
2	/ () : 会場:		学習方法:	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を申請する場合は□にレ点 ※2 請求確認書(様式3号)を添付すること 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
3	/ () : 会場:		学習方法:	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を申請する場合は□にレ点 ※2 請求確認書(様式3号)を添付すること 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
4	/ () : 会場:		学習方法:	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を申請する場合は□にレ点 ※2 請求確認書(様式3号)を添付すること 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)

【注意事項】

- ア 学級の全プログラム(市からの講師派遣を申請しない分も)を記入してください。5回以上実施する場合は、別紙にお書きください。
- イ 市からの講師派遣を申請できるのは「家庭教育」に関するプログラムのみです。
- ウ 市からの講師派遣を申請する回については、様式3号も作成してください。
- エ 講師謝礼額について、消費税込みの金額を記入してください。
- オ 初回実施までに全回分の内容が決まっていない場合は、プログラム未定部分に「未定」と記載して提出し、詳細が決定的次第改めて記入して提出してください。

(様式3号)

PTA家庭教育学級請求確認書

会場 (学校名)					
実施日時	年	月	日()	時	分 ~ 時 分
講演内容					
講師・ 助言者	肩書				
	(フリガナ) 氏名	()			
	住所	〒			
	電話番号	()			
謝礼 振込先	銀行・支店名	銀行 支店			
	口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			右づめで御記入ください
	口座名義 フリガナ				
	口座名義 漢字				
	口座振込み額に ついて *あてはまる番号に ○をつけてください。	1 個人(講師を反復、継続して行っている方) ③+④-⑤ 消費税を課税し、源泉徴収を行った金額 2 法人 ③+④ 消費税を課税し、源泉徴収を行わない金額 3 市民講師など講師を反復、継続して行っていない方 ③-⑤ 消費税を課税せずに、源泉徴収を行った金額			
上記の個人情報については適正に管理し、本学級の運営に関わる連絡及び謝礼の支払以外の目的には使用しません。					
謝礼額	①謝礼単価(時間)	②時間数	③謝礼額(①×②)	④消費税 (③×0.1)	⑤源泉徴収所得税 額及び復興特別所 得税(③×0.1021)
		時間			▲
	口座振込額	【口座振込額について】 1 個人(講師を反復、継続して行っている方) ③+④-⑤ 消費税を課税し、源泉徴収を行った金額 2 法人 ③+④ 消費税を課税し、源泉徴収を行わない金額 3 市民講師など講師を反復、継続して行っていない方 ③-⑤ 消費税を課税せずに、源泉徴収を行った金額			

【講師の方へ】

- 記入されている事項に誤りがないか御確認の上、謝礼振込先に御記入ください。
- 消費税につきましては、消費税法により、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合はその課税期間の納税の義務が免除されますが、消費税の免税事業者であっても、適法に商品や役務の対価に消費税を転嫁することができ、役務の提供を受ける側も転嫁をしなければならずとされています。また、講師を反復、継続して行っている場合は、個人事業開設届出の有無に関わらず消費税法上の事業者該当することがあります。
そのため、講師を反復、継続して行っている方には、消費税を課税した謝礼額をお支払いします。
- 本様式はプログラム実施日の1ヶ月前頃までに、ご返送ください。

PTA家庭教育学級報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市教育委員会

PTA名 _____

学習主題 「 _____ 」
(テーマ) ()内は男性数、保育有りの場合は人数記入

	実施日時 会場	タイトル	学習内容(具体的に) 学習方法	参加人数	講師・謝礼
1	/ () : ~ : 会場:		学習方法:	人 () 保育 人	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を受けた場合は□にレ点 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
2	/ () : ~ : 会場:		学習方法:	人 () 保育 人	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を受けた場合は□にレ点 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
3	/ () : ~ : 会場:		学習方法:	人 () 保育 人	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を受けた場合は□にレ点 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
4	/ () : ~ : 会場:		学習方法:	人 () 保育 人	<input type="checkbox"/> 川崎市講師派遣 ※1 講師派遣を受けた場合は□にレ点 肩書き: 氏名: 講師謝礼額: 円 (消費税込み)
				延べ参加者数 人	市から講師派遣を受けた合計額 円
				うち男性参加者数 人	

※達成度は(1)概ね達成できた (2)まあまあ達成できた
(3)あまり達成できなかった いづれかに○をつけてください

※プログラム実施日がこれからのものは、わかる範囲でご記入ください

家庭教育学級を実施した時のチラシ・学級通信がありましたら併せてご提出をお願いいたします。

工夫したところ、苦労したところ	【達成度】
	【達成度 1・2・3】
	【達成度 1・2・3】
	【達成度 1・2・3】
	【達成度 1・2・3】

☆次年度の委員さんに伝えたい事☆

Blank box for next year's committee members' message.

全体をとおしての感想	
------------	--